

3. 産業経済部

整理番号 NO15

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 財団法人大田区産業振興協会補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

「財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱」の2条によれば、区長は、協会に対し、協会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る。

(1) 人件費、事務費及び事業に係る経費

(2) 区長が特に必要と認める経費

交付先名称 財団法人大田区産業振興協会

交付件数 1件

補助の目的

要綱上記載なし。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	231,496	458,904	451,604
予算現額	248,916	458,904	
実績	223,924	405,071	

負担割合 運営費補助（国：都：区）0：0：100

負担割合 事業費補助（国：都：区）6：0：94

交付要綱名称

財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無
理由

平成14年4月から施行される「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」により、派遣職員の任用形態の根本的な見直しが必要となった。

【監査の結果】

当該補助の目的は要綱上明らかではない。つまり、要綱の第1条（趣旨）には、「この要綱は、財団法人大田区産業振興協会に対する助成に関する条例（平成7年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が行う事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項及び手続を定めることを目的とする。」とあるだけであり、補助の目的自体は要綱に明記されていない。要綱上に目的を記載することにより、どのような効果を狙って、当該補助金を支出するのか明確にすべきである。

申請時には、（1）申請額（2）事業内容及び補助金支出内訳書を提出することになっているが、合わせて理由書も添付させるように要綱を改定すべきである。

実績報告時に補助金執行についての、補助金精算及び返納額内訳書並びに補助金精算内訳書を入手しているが、補助金の精算内容について、詳細なチェックがなされていない。

第一に、申請外の支出に対して補助がなされている。（固定資産取得支出1,130,325円）

第二に、特定預金支出等に対して補助がなされている。

第三に、証憑による照合がなされた形跡がない。

財団に対しては、実績で平成16年度405百万円の補助金が支出されていることを鑑みると、補助金精算及び返納額内訳書の厳格なチェックをするとともに、検討結果の資料も適切に整理保存すべきである。

【意見】

現在の要綱では、補助対象項目が人件費、事務費及び事業に係る経費と漠然としており、補助内容をより具体的に記載し、明確に記載する必要がある。

現状では、補助対象経費の内に補助対象外と考えられる以下のような支出が含まれている。

退職給与引当金の特定預金として計上した特定預金支出 420,000 円、管理費の内の公益法人会計システム賃借料年額（全額）913,500 円等である。

財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱の第 2 条によれば、「区長は、協会に対し、協会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る。」とある。

すなわち、「補助金を交付することができる」という要綱であるので、財団法人大田区産業振興協会の財政状況等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。平成 16 年度末（平成 17 年 3 月 31 日）においては、正味財産が 754 百万円ある。このような財政状態にある団体に対しての補助は、継続的に、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。

協会の予算策定の段階で、実質的に大田区の産業経済部の審査が入るために、予算におけるコントロールが働いている。

しかし、産業経済部長が大田区産業振興協会の理事を兼務しているため、補助金の申請を審査する担当部長が、申請する側の財団の理事を兼ねるのはその業務を互いに徹底することができるかどうか疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

実績報告において、残額が生じた場合には、補助金が返還されているが、残額が生じた場合の取扱いが要綱上明確化されていない。明確化することを検討されたい。

現状は、要綱において、交付先からの状況報告、交付先への検査の条項がない。助成事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、助成事業の内容、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができるとする条項を追加すべきである。検討されたい。

計画(申請額)を変更した場合の規定がない。計画を変更した場合は、変更理由書、計画書を適時に提出するように要綱を改定すべきである。検討されたい。

決算書上において、どの事業に区の補助金が支出されたか不明確である。支出についても区の補助金が各事業にどのように使用されたか明確になるように決算書上の摘要欄で開示する等指導されたい。

(参考1)

当該補助金は、特定の事件その2 とも関連があるため特定の事件その2 を参照されたい。

(参考2)

財団法人大田区産業振興協会寄付行為の第3条(目的)には、「協会は、東京都大田区(以下「区」という。)産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる区民(以下「中小企業勤労者」という。)を対象とした勤労福祉事業を、総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。」とある。

整理番号 NO16

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 商店街装飾灯維持管理費補助金・装飾灯設置補助

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	28,840	28,840	
予算現額	36,099	27,500	
実績	36,098	25,996	
内訳			
商店街装飾灯維持管理費 補助金	36,098	25,996	
装飾灯設置補助	0	0	

注) 商店街装飾灯維持管理費補助金について記載しています。

事業名 商店街装飾灯維持管理費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成 5 年

補助終了年度

補助金算定方法

種類	金額
電灯料補助	<p>(1) 各商店街に設置してある装飾灯の設置延長距離 (m) を計算し、20m で除し街路灯の数を決する。(小数点以下四捨五入)。その 1 本あたりに年間電灯料相当額@7,200 円を乗じた額を電灯料補助金とする。(アーケード保有商店街にあっては、設置距離 m を 10m で除して上記年間電灯料相当額を乗じた額とする。)</p> <p>(2) 上記で算出した街路灯本数が商店街で保有する本数と同数、または多い場合は商店街の保有する本数を街路灯の数とする。また、商店街の年間支払い電灯料額が基準の額より低い場合は、低い方を補助金とする。</p>
小規模修繕補助	各商店街が年間要した小規模修繕費の額(100 円未満切捨て、5 万円を限度とする。)

	また、5万円未満の修繕費にあつては、その実額（100万円未満切捨て）。
--	-------------------------------------

交付先名称 商店会

交付件数 131件（電灯料補助）

補助の目的

商店会が設置した装飾灯について、商店街装飾灯維持管理費補助金を交付することにより、商店街の景観維持及び防犯を図り、もって当該商店会の発展と魅力ある商店街づくりに寄与することを目的とする。

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

商店街装飾灯維持管理費補助金交付要綱

見直しの状況

平成15年4月1日見直し有

理由

装飾灯一基当たりにかかる維持管理のための補助額（電力費）を7,200円とした。また本数に関しても各商店街の長さを測定し、そこから各商店街ごとの基準となる「設置基本本数」を算出した。これによって各商店街ごとの電力費にかかる補助額は画一的に決められることとなり、結果的に歳出抑制がなされた。

小規模修繕費補助金（電球、灯具、安定器等取替に係るもの）については、上限が5万円と決められた。

【監査の結果】

要綱と異なる方式によって、設置基本本数が算出されている。

要綱と異なる方式によつたのは、以下の表にある3商店街であり、一部「とび地」について実数によって設置基本本数を算出したものである。要綱に基づく適用をすべきである。理由は、補助金算出方法で、商店街が保有する本数を考慮しない規定、すなわち、「街路灯本数が商店街で保有する本数と同数、または多い場合は商店街の保有する本数を街路灯の数とする。また、商店街の年間支払い電灯料額が基準の額より低い場合は、低い方を補助金とする。」ことを明確にしているからである。

(要綱と異なる本数)

商店街名	調査延長	交付対象本数	飛地合算延長距離	保有本数	要綱による本数
A商店街	399m 20本	22本	494m 25本	27本	25本
B商店街	563m 28本	30本	747m 37本	36本	36本
C商店街	328m 16本	20本	909m 45本	29本	29本

上記の結果、A商店街は3本不足、B商店街は6本不足、C商店街は9本不足となる。要綱を遵守すべきである。

【意見】

補助金交付申請の期日(毎年6月末日)を過ぎて補助金申請がなされたものが散見された。主管課と区商連、商店会の連携をより緊密し、補助金の交付要綱を理解してもらい、さらに、申請期日前にアナウンスすることにより申請期日は守られるものと期待される。検討されたい。

整理番号 NO17

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 商店街活性化事業推進事業補助金

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	62,582	62,217	
予算現額	62,582	62,217	
実績	38,252	39,364	
内訳			
活性化推進事業	36,152	37,264	
区内共通商品券拡充援助	2,100	2,100	

注）区内共通商品券について記載している。

事業名 大田区内共通商品券関連物品購入補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成8年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

種類	金額
作成、宣伝費等	補助金は、事業に関する経費のうち、各号に定める経費で予算の範囲内とする。 （1）取扱店名簿、ポスター等当該事業の宣伝、拡充に資する物品の購入経費 （2）その他区長が必要と認める経費

交付先名称 大田区商店街振興組合連合会

交付件数 1件

補助の目的

大田区商店街振興組合連合会が行う大田区内共通商品券発行事業に要する経費の一部について、大田区内共通商品券関連物品購入補助金を交付することにより、事業の拡充を促進し、区内中小商業の振興を図ることを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	2,100	2,100	2,100
予算現額	2,100	2,100	
実績	2,100	2,100	

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

大田区内共通商品券関連物品購入補助金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

区内共通商品券発行に伴う取扱店名簿・ポスター等本事業の宣伝、拡充に係る経費の助成をしており、区内商店街も活性化の一助として、大田区で種々の事業に区内商品券の活用を図ってきている。

【監査の結果】

補助金は、事業に関する経費のうち、取扱店名簿、ポスター等当該事業の宣伝、拡充に資する物品の購入経費が補助対象経費となるが、以下の購入申請書にある換金申込書は、事業主が換金の際に使用するものであり、補助対象経費から除外すべきである。実績報告時には除外されている。

また、取扱名簿等についても、必要数についての検証を実施した形跡がない。必要数の積算の根拠を合わせて入手すべきである。

購入申請書

（単位：円）

名称	数量	単価	金額
商品券取扱名簿	25,000	20	500,000
商品券吊下げポスタ	1,000	160	160,000
商品券ステッカー	1,000	150	150,000
商品券袋	20,000	13.3	266,000
商品券袋	4,000	22.5	90,000
換金申込書 500 円	200	580	
換金申込書 1,000 円	400	580	348,000

商品券 500 円	50,000	5.5	
商品券 1,000 円	50,000	5.5	550,000
小計			2,064,000
消費税			103,200
合計			2,167,200

【意見】

上述した補助対象除外経費と考えられる経費が購入申請書に記載されていることから、当該補助が本来の目的として必ずしも必要なのが疑問である。補助金の有効性を検討されたい。

整理番号 NO18

部 産業経済部

課 産業振興課

係 融資係

事業名 中小企業融資信用保証料補助金

補助区分 継続

補助開始年度 昭和44年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

東京信用保証協会の信用保証料のうち融資資金50百万円以内の額の保証料を予算の範囲内で補助する。

交付先名称

大田区内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者（大田区中小企業融資基金条例施行規則における一定の条件を成就した法人/個人）

交付件数 962件（平成16年度）

補助の目的

信用保証料の負担を軽減することにより大田区中小企業の振興に資するため。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	261,145	161,999	242,928
予算現額	261,145	161,999	
実績	198,943	259,240	

負担割合 （国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

大田区中小企業融資信用保証料補助実施要綱

大田区中小企業融資基金条例及び大田区中小企業融資基金条例施行規則

見直しの状況

平成17年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

大田区では中小企業者に対し経営改善や設備の向上、公害対策等に必要な資金として低利で利用できる各種の融資を実施している。また、上記中小企業の振興に資するべく、当該融資に関する信用保証料を補助し、その軽減を図る目的から大田区中小企業融資信用保証料補助が実施されている。

【監査の結果】

特になし

【意見】

繰上償還については、金融機関からの繰上償還の報告は完全であるとの確認は取れない状況である。区が借受者から返戻請求可能な額の全てにつき網羅的に請求を実施しているか否か不明である。従って、未請求リストの作成は不可能な状況にある。

また、施行規則においては、返戻金の返還が無かった場合、次の融資に係わる保証料補助を実施しないことになっている。しかし、既に完済されているはずが、金融機関から償還報告書の提出がない融資履歴がある場合、繰上げ完済か、約定どおりの完済かはっきりしない。前者の場合、本来返納されるべき保証料の補助金について、返納を求めることの出来ないまま、新規融資のあっせん、保証料の補助が行われる可能性がある。

よって、一定時点における保証料の補助対象である借受者に関する取扱い金融機関または協会に対する残高確認の実施を行うことも識別のひとつであろう。検討されたい。

要綱第3条では借受者が保証付融資を決定した場合、保証料の請求権を取扱金融機関に委任し、取扱金融機関は貸付実行月に属するものを一括して翌月中に区長に請求することを要請している。この期間内に請求がなかった場合には、請求権を放棄したものとみなしている。例外として、区長が特別な理由があると認めたときはこの限りでないとしている。この点に関し、協会の保証日から2ヶ月以上経過後に保証料の請求がなされ、これに対して支出が実施されている案件が見受けられたが、特別な理由に関する資料が存在しなかった。例外処理であるので、理由を書面で保存されたい。

整理番号 NO21

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 新製品・新技術開発支援事業補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成 13 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

種類	金額
開発事業	補助対象経費の 1/2 300 万円を限度額とする。

交付先名称 区内の中小企業基本法に基づく中小企業者

交付件数 13 件 (辞退一社あり、交付決定 14 件)

補助の目的

新製品・新技術開発支援事業を実施する区内工業者等(以下「事業実施者」という。)に、新製品・新技術開発支援事業補助金を交付することにより、区内工業技術の発展を通じて工業の活性化に寄与することを目的とする。

予算・実績(平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	33,000	39,200	39,200
予算現額	33,000	39,200	
実績	27,796	27,123	

負担割合 (国：都：区)0：0：100

交付要綱名称

新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱

見直しの状況

平成 14 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有

平成 14 年 2 月に補助事業完了前に開発初期経費として交付決定額の 2 分の 1 の額を交付できるよう改正を行っている(要綱第 7 条)

【監査の結果】

補助金申請の所在地要件には「区内に本社若しくは事業所を有する」となっており、また法人事業者が申請の際には 社歴（経歴書）または会社案内会社の登記簿謄本 納税証明書（前事業年度の事業税（都税）の納税証明書）の添付書類が必要となる。

しかし、今回当該補助金の交付を受けた内の 3 社については本店の住所地在が区外であり、大田区内に支店として登記は行っておらず、さらに納税証明書からも大田区で納税していることも定かでないことから、書類審査の上では大田区に活動の拠点が存在するかどうか判別できなかった。

しかし、区としての解釈は登記等に関係なく、実質的に新製品・新技術開発の活動が大田区内で行われていればよいとの解釈で、該当する 3 社についても区は審査上、実態を調査しており問題ないとしている。また、その後要件を満たしている。

補助交付要件の摘要については、厳格に実施すべきである。また、例外的な取り扱いをした場合においては、その理由、手続を明確にすべきである。

【意見】

重複申請された補助金については、1 社について、区の交付決定後、国の交付決定があった。その結果、区の補助金は辞退された。補助金の交付決定審査において、他の補助金への重複申請を行っているかどうかの確認をとり、他の交付金の交付申請書等を添付させ、区の交付決定後他の交付決定がなされた場合には、区に対する返還手続を要綱上で明文化すべきである。検討されたい。

整理番号 NO22

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 大田区新・元気を出せ！商店街事業補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成3年5月（途中名称及び内容変更）

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内又は次に掲げる1事業当たりの補助限度額のいずれか低い額とする。	
イベント事業	6百万円
活性化事業	1億円
共同事業	複数の商店会等が協同又は協力してイベント事業又は活性化事業を行う場合においては、各商店街等のイベント事業と活性化事業の額を合計した金額。
また、上記の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業の場合の区が商店会に交付する補助金の額は、東京都から区に交付される補助金の額と同額とする。	

交付先名称 商店会

交付件数 イベント事業 69件 活性化事業 9件

補助の目的

区内商店街が消費者ニーズ・環境・防災・高齢者等問題に対応した魅力ある商店街づくりを行う事業に対し、大田区新・元気をだせ！商店街事業補助金を交付することにより、区内商店街の活性化を促すとともに地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とする。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	7,644	126,745	122,731

予算現額	119,487	126,745	
実績	103,644	83,902	

(上記については都及び大田区の合計額)

平成 16 年度予算実績内訳

(単位：千円)

	予算	実績
イベント事業補助(都分含む)	81,151	20,429 (50,602)
活性化事業補助(都分含む)	45,594	16,650 (33,300)

負担割合 (国：都：区)0：56：44

交付要綱名称

大田区新・元気を出せ！商店街事業補助金交付要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日以降の見直し：該当なし。

「大田区商店街整備事業補助金(東京都等商店街事業補助)」が平成 15 年度以降「大田区新・元気出せ！商店街事業補助金」に改編された。

【監査の結果】

特になし

【意見】

イベント事業は、要綱第 3 条において、「商店会等の主催又は共催により当該補助事業者の街区内において連続する期間において行われる、商店街等が自ら企画し実施する行事及び催事に係る事業をいう。」と規定されている。連続する期間とは、運用上 1 日も含むものとされ、補助金が執行されている(例、Sフェスティバル)。しかし、この補助金は、区内商店街の活性化を促すとともに、地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的に交付されるものであるから、連続した期間というのは少なくとも 1 日と捉えるより 2 日以上と考えることが活性化に寄与すると考えられる。要綱の適用にあたり疑義が生じる取扱いは望ましくなく、明確な文言となるよう検討されたい。